

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2022年 8 月 9 日

【会社名】 オルバヘルスケアホールディングス株式会社

【英訳名】 O L B A H E A L T H C A R E H O L D I N G S , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前島 洋平

【本店の所在の場所】 岡山市北区下石井一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 0 8 6 - 2 3 6 - 1 1 1 5

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 村田 宣治

【最寄りの連絡場所】 岡山市北区下石井一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 0 8 6 - 2 3 6 - 1 1 1 5

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 村田 宣治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 175,670,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 オルバヘルスケアホールディングス株式会社東京事務所
(東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング 4 階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	110,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2022年8月9日開催の取締役会決議によります。
 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(2005年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	110,000株	175,670,000	
一般募集			
計(総発行株式)	110,000株	175,670,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,597		100株	2022年8月25日		2022年8月25日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。
 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オルパヘルスケアホールディングス株式会社 管理本部	岡山市北区下石井一丁目1番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社山陰合同銀行 岡山支店	岡山市北区田町一丁目3番9号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
175,670,000		175,670,000

(注) 1 発行諸費用は発生いたしません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額175,670,000円につきましては、2022年8月25日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第10期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月24日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式120,000株(発行済株式総数の1.92%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年8月9日現在のものです。なお、出資関係につきましては、2022年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、2018年8月9日の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員(以下、総称して「取締役等」といいます。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、現在に至るまでこれらの制度を継続しております。また、当社取締役に対する本制度の導入については2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において承認可決されております。

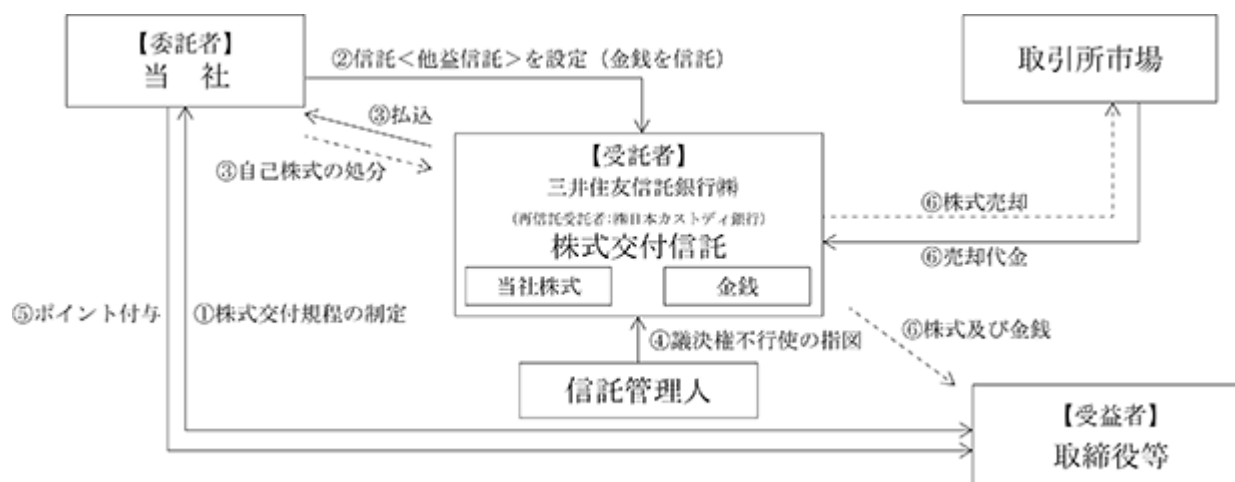
なお、当社は、2021年9月22日開催の取締役会において、本制度を継続することを決議し、これに伴い、本制度の対象期間を2024年9月の定時株主総会終結の日まで、また、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)の期間を2024年11月末日までそれぞれ延長しております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、本信託が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

本制度の概要につきましては、2018年8月9日付で東京証券取引所を通じて適時開示を行った「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定しています。

当社は、2018年11月20日に設定済みである本信託につき、株式報酬制度に基づき取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金を、対象期間中（2021年9月23日から2024年9月の定時株主総会終結の日まで）に在任する取締役等に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

受託者は本信託内の金銭（前記により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者）とします。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じて議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程および本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社および取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(c) 役員向け株式交付信託の概要

当社にて導入した「役員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社および当社役員から独立している第三者
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(7) 信託契約日	2018年11月20日
(8) 金銭を信託する日	2022年8月25日
(9) 信託の期間	2018年11月20日～2024年11月末日(予定)
(10) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

c 割当予定先の選定理由

本制度に係るコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結し、現在に至るまで継続していることから、かかる信託契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

110,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役等を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、本信託に対する当社からの追加信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書において確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対し、議決権不行使の指図を行います。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任

を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、信託契約において受けております。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。

また、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、信託契約書において確約を受けております。

したがって、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと考えております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2022年8月8日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である1,597円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2022年7月11日～2022年8月8日)の終値平均1,610円(円未満切捨て)からの乖離率が0.81%、直近3ヵ月間(2022年5月9日～2022年8月8日)の終値平均1,700円(円未満切捨て)からの乖離率が6.06%、あるいは直近6ヵ月間(2022年2月9日～2022年8月8日)の終値平均1,648円(円未満切捨て)からの乖離率が3.09%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(3名、うち3名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定した株式交付規程に基づき、信託期間中の取締役等の役員及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2022年6月30日現在の発行済株式総数6,250,000株に対し、1.76%(2022年6月30日現在の総議決権個数61,144個に対する割合1.80%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。

当社としては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の運動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社マスプ	岡山県岡山市北区伊福町3丁目23-16	809	13.24	809	13.01
オルパヘルスケア従業員持株会	岡山県岡山市北区下石井1丁目1-3	404	6.62	404	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	301	4.94	301	4.85
前島 達也	岡山県岡山市北区	300	4.91	300	4.82
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	278	4.55	278	4.47
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15-20	277	4.54	277	4.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	165	2.71	275	4.43
前島 洋平	岡山県岡山市北区	187	3.06	187	3.00
前島 智征	岡山県岡山市北区	186	3.05	186	3.00
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1	165	2.70	165	2.65
計		3,076	50.31	3,186	51.19

- (注) 1 2022年6月30日現在の株主名簿を基準としております。
2 上記のほか自己株式131,115株(2022年6月30日現在)があり、当該割当後は21,115株となります。ただし、2022年7月1日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。
3 「株式会社日本カストディ銀行(信託口)」が保有する275千株には、本自己株式処分により増加する110千株が含まれております。
4 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
5 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。
6 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2022年6月30日現在の総議決権数(61,144個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,100個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に掲げた第72期有価証券報告書及び第73期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第72期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下のとおり臨時報告書を2021年9月24日に中国財務局長に提出しております。

(2021年9月24日提出臨時報告書)

1 〔提出理由〕

当社は、2021年9月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 〔報告内容〕

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年9月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金50円 総額309,946,200円

ロ 効力発生日

2021年9月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、前島洋平、高井平、磯田恭介、村田宣治、桑村勝之、服部輝彦、川元由喜子及び北川敬博を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、守谷純一及び新田東平を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、村田宣治及び長谷川威を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	42,725	3,086		(注) 1	可決 92.69
第2号議案 取締役8名選任の件					
前島 洋平	42,709	3,103			可決 92.66
高井 平	42,699	3,113			可決 92.63
磯田 恭介	42,697	3,115			可決 92.63
村田 宣治	42,705	3,107		(注) 2	可決 92.65
桑村 勝之	42,697	3,115			可決 92.63
服部 輝彦	42,682	3,130			可決 92.60
川元 由喜子	42,695	3,117			可決 92.63
北川 敬博	42,695	3,117			可決 92.63
第3号議案 監査役2名選任の件					
守谷 純一	40,226	5,585		(注) 2	可決 87.27
新田 東平	42,309	3,502			可決 91.79
第4号議案 補欠監査役2名選任の件					
村田 宣治	42,662	3,149		(注) 2	可決 92.56
長谷川 威	42,679	3,132			可決 92.59

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要

2022年8月9日開催の取締役会において決議された第73期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,158,875	3,189,805
受取手形及び売掛金	18,719,596	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	21,023,400
電子記録債権	2,247,595	2,558,742
商品	5,431,149	5,590,095
その他	557,800	556,063
貸倒引当金	10,025	9,898
流動資産合計	29,104,992	32,908,208
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,859,835	2,928,309
減価償却累計額	1,478,164	1,328,837
建物及び構築物（純額）	1,381,670	1,599,471
機械装置及び運搬具	108,483	108,483
減価償却累計額	69,631	74,215
機械装置及び運搬具（純額）	38,852	34,267
工具、器具及び備品	1,169,110	1,177,227
減価償却累計額	1,009,674	990,794
工具、器具及び備品（純額）	159,436	186,432
土地	1,726,505	1,554,139
リース資産	1,476,291	1,492,686
減価償却累計額	400,975	562,943
リース資産（純額）	1,075,315	929,743
建設仮勘定	271,800	379
有形固定資産合計	4,653,580	4,304,433
無形固定資産		
のれん	-	22,997
その他	698,501	791,977
無形固定資産合計	698,501	814,974
投資その他の資産		
投資有価証券	237,608	223,803
退職給付に係る資産	1,089,390	992,218
繰延税金資産	294,734	342,456
その他	842,383	386,388
貸倒引当金	359,124	3,812
投資その他の資産合計	2,104,991	1,941,055
固定資産合計	7,457,073	7,060,464
資産合計	36,562,066	39,968,672

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,304,571	18,170,804
電子記録債務	6,824,412	7,856,732
短期借入金	300,000	-
1年内返済予定の長期借入金	220,000	220,000
リース債務	169,290	154,154
未払法人税等	524,874	602,342
賞与引当金	35,290	35,391
その他	1,740,260	1,826,681
流動負債合計	26,118,699	28,866,106
固定負債		
長期借入金	275,000	55,000
リース債務	996,155	855,227
繰延税金負債	187,507	113,725
役員株式給付引当金	155,222	212,628
退職給付に係る負債	398,652	435,912
長期未払金	279,927	278,127
その他	19,377	58,637
固定負債合計	2,311,843	2,009,258
負債合計	28,430,543	30,875,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,750	607,750
資本剰余金	346,954	315,704
利益剰余金	7,143,982	8,369,369
自己株式	246,635	375,903
株主資本合計	7,852,050	8,916,919
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	134,964	121,157
退職給付に係る調整累計額	144,507	55,229
その他の包括利益累計額合計	279,472	176,387
非支配株主持分	-	-
純資産合計	8,131,522	9,093,306
負債純資産合計	36,562,066	39,968,672

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	102,072,033	107,959,426
売上原価	90,472,626	95,455,447
売上総利益	11,599,407	12,503,978
販売費及び一般管理費		
役員報酬	389,208	388,386
給料及び手当	4,571,975	4,659,355
賞与	1,098,991	1,221,101
退職給付費用	223,554	199,303
役員株式給付引当金繰入額	61,316	65,168
貸倒引当金繰入額	1,968	604
その他	3,715,567	3,896,913
販売費及び一般管理費合計	10,058,645	10,430,832
営業利益	1,540,761	2,073,146
営業外収益		
受取利息	401	315
受取配当金	1,869	1,882
受取保険金	2,083	8,306
売電収入	10,159	9,400
受取手数料	29,394	21,070
持分法による投資利益	-	26,776
その他	14,937	11,986
営業外収益合計	58,844	79,737
営業外費用		
支払利息	22,097	20,519
持分法による投資損失	18,319	-
売電費用	6,149	5,631
消費税差額	5,825	-
その他	4,889	6,888
営業外費用合計	57,281	33,039
経常利益	1,542,325	2,119,844

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
特別利益		
有形固定資産売却益	1,419	29,930
補助金収入	-	102,465
段階取得に係る差益	-	13,798
特別利益合計	1,419	146,195
特別損失		
投資有価証券評価損	28,440	1,265
有形固定資産売却損	-	2,915
有形固定資産除却損	824	3,802
無形固定資産除却損	1,076	-
減損損失	-	18,770
固定資産圧縮損	-	102,465
特別損失合計	30,341	129,218
税金等調整前当期純利益	1,513,403	2,136,821
法人税、住民税及び事業税	627,610	667,077
法人税等調整額	103,575	65,589
法人税等合計	524,035	601,487
当期純利益	989,368	1,535,333
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	989,368	1,535,333

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
当期純利益	989,368	1,535,333
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,044	13,807
退職給付に係る調整額	125,500	89,278
その他の包括利益合計	139,544	103,085
包括利益	1,128,913	1,432,248
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,128,913	1,432,248
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株 主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	607,750	346,954	6,433,568	246,526	7,141,746	120,919	19,007	139,927	-	7,281,674
当期変動額										
剰余金の配当			278,954		278,954					278,954
親会社株主に帰属 する当期純利益			989,368		989,368					989,368
自己株式の取得				109	109					109
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						14,044	125,500	139,544	-	139,544
当期変動額合計	-	-	710,413	109	710,303	14,044	125,500	139,544	-	849,848
当期末残高	607,750	346,954	7,143,982	246,635	7,852,050	134,964	144,507	279,472	-	8,131,522

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株 主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	607,750	346,954	7,143,982	246,635	7,852,050	134,964	144,507	279,472	-	8,131,522
当期変動額										
剰余金の配当			309,946		309,946					309,946
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,535,333		1,535,333					1,535,333
自己株式の取得				135,748	135,748					135,748
連結子会社株式の 取得による持分の 増減		31,250			31,250					31,250
株式交付信託による 自己株式の処分				6,480	6,480					6,480
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						13,807	89,278	103,085	-	103,085
当期変動額合計	-	31,250	1,225,387	129,268	1,064,869	13,807	89,278	103,085	-	961,783
当期末残高	607,750	315,704	8,369,369	375,903	8,916,919	121,157	55,229	176,387	-	9,093,306

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,513,403	2,136,821
減価償却費	402,083	403,448
減損損失	-	18,770
固定資産圧縮損	-	102,465
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,206	1,608
賞与引当金の増減額(は減少)	1,255	100
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	4,053	31,518
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	21,859	37,259
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	54,823	57,405
段階取得に係る差損益(は益)	-	13,798
受取利息及び受取配当金	2,270	2,197
補助金収入	-	102,465
支払利息	22,097	20,519
投資有価証券評価損益(は益)	28,440	1,265
持分法による投資損益(は益)	18,319	26,776
有形固定資産売却益	1,419	29,930
有形固定資産売却損	-	2,915
有形固定資産除却損	824	3,802
無形固定資産除却損	1,076	-
売上債権の増減額(は増加)	1,921,289	2,595,434
棚卸資産の増減額(は増加)	13,219	158,945
仕入債務の増減額(は減少)	3,193,235	2,886,489
長期未払金の増減額(は減少)	30,016	1,800
その他	297,668	325,394
小計	3,578,100	3,032,181
利息及び配当金の受取額	2,278	2,217
利息の支払額	21,296	20,200
補助金の受取額	-	102,465
法人税等の支払額	455,184	725,441
法人税等の還付額	22,410	29,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,126,307	2,420,642
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	500	8,000
有形固定資産の取得による支出	379,230	298,348
有形固定資産の売却による収入	2,118	227,789
無形固定資産の取得による支出	253,769	155,008
投資有価証券の取得による支出	-	30,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	35,750
その他	1	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	630,379	211,806

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,500,000	300,000
長期借入金の返済による支出	320,000	220,000
リース債務の返済による支出	169,190	174,098
セール・アンド・リースバックによる収入	5,984	1,738
自己株式の取得による支出	109	135,748
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	31,250
配当金の支払額	278,680	310,547
その他	544	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,262,540	1,169,906
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	233,387	1,038,929
現金及び現金同等物の期首残高	1,877,288	2,110,675
現金及び現金同等物の期末残高	2,110,675	3,149,605

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、顧客への商品等の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

また、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとしていましたが、当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しています。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっています。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しています。

- （１）前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと。
- （２）当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること。
- （３）前連結会計年度に開始して終了した契約について、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及的に修正しないこと
- （４）前連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ10,904,162千円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に変更はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替は行っていません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。

なお、時価算定会計基準等の適用による、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。また、前連結会計年度において営業外収益に表示していた「助成金収入」は、当連結会計年度において重要性が無くなったため、「その他」に含めて表示し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「助成金収入」7,422千円、及び「その他」に表示していた9,597千円は、「受取保険金」2,083千円及び「その他」14,937千円として組替えています。

(セグメント情報等)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社及び連結子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は、取り扱う製品・サービス別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。従って、当社は製品・サービスの類似性を基礎としたセグメントから構成されており、「医療器材事業」、「SPD事業」、「介護用品事業」の3つを報告セグメントとしています。「医療器材事業」は、医療機器の販売を行っています。「SPD事業」は、医療機関等に対して、物品・情報管理及び購買管理業務並びに医療機器の販売を行っています。「介護用品事業」は、在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結財務諸表計上額
	医療器材事業	SPD事業	介護用品事業			
売上高						
外部顧客への売上高	95,392,354	4,364,446	2,315,233	102,072,033	-	102,072,033
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,152,690	124,402	580	1,277,673	1,277,673	-
計	96,545,044	4,488,848	2,315,813	103,349,706	1,277,673	102,072,033
セグメント利益	1,412,113	133,578	145,303	1,690,995	150,233	1,540,761
セグメント資産	33,789,767	5,239,856	898,559	39,928,183	3,366,117	36,562,066
その他の項目						
減価償却費	331,164	15,044	3,724	349,933	45,645	395,579
持分法投資損失()	18,319	-	-	18,319	-	18,319
持分法適用会社への投資額	19,425	-	-	19,425	-	19,425
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	385,815	44,682	13,801	444,299	225,633	669,933

(注) 1 セグメント利益の調整額 150,233千円には、セグメント間消去8,172千円、各報告セグメントに配分しない全社費用 158,406千円が含まれています。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門費です。

2 セグメント資産の調整額 3,366,117千円には、セグメント間消去 4,282,651千円、各報告セグメントに配分しない全社資産916,534千円が含まれています。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る資産です。

3 減価償却費の調整額45,645千円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額225,633千円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る固定資産の増加額です。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	医療器材 事業	S P D 事業	介護用品 事業			
売上高						
外部顧客への売上高	101,009,898	4,578,404	2,371,122	107,959,426	-	107,959,426
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,204,566	154,433	559	1,359,559	1,359,559	-
計	102,214,464	4,732,838	2,371,682	109,318,985	1,359,559	107,959,426
セグメント利益	1,888,745	170,775	171,428	2,230,950	157,804	2,073,146
セグメント資産	37,831,440	5,532,807	983,400	44,347,648	4,378,975	39,968,672
その他の項目						
減価償却費	344,176	19,318	3,572	367,068	31,687	398,755
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-
持分法投資利益	26,776	-	-	26,776	-	26,776
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	373,617	12,472	1,010	387,101	91,313	478,414

- (注) 1 セグメント利益の調整額 157,804千円には、セグメント間消去 15,502千円、各報告セグメントに配分しない全社費用 142,301千円が含まれています。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門費です。
- 2 セグメント資産の調整額 4,378,975千円には、セグメント間消去 5,479,669千円、各報告セグメントに配分しない全社資産1,100,693千円が含まれています。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る資産です。
- 3 減価償却費の調整額31,687千円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額91,313千円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る固定資産の増加額です。
- 5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。
- 6 のれんの償却額は当連結会計年度末にのれんが発生したため償却額はありません。

4 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

前連結会計年度まで株式会社エクソーラメディカルは「輸入販売事業」として、呼気による乳がん検査装置の国内導入に向けて準備を続けてきましたが、当初想定していた検査性能が得られず、今後国内導入に向けての事業活動を継続することが難しいと前連結会計年度末に判断しました。そのため当連結会計年度より「輸入販売事業」セグメントを除外しています。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	連結 財務諸表 計上額
	医療器材 事業	S P D事業	介護用品 事業			
減損損失	-	-	-	-	18,770	18,770

(注)「調整額」の金額は報告セグメントに配分しない全社資産（遊休資産）に係るものです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	連結 財務諸表 計上額
	医療器材 事業	S P D事業	介護用品 事業			
当期末残高	22,997	-	-	22,997	-	22,997

(注)のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結累計期間（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			
	医療器材事業	S P D 事業	介護用品事業	合計
消耗品	86,190,597			86,190,597
設備備品	14,819,300			14,819,300
S P D サービス		4,578,404		4,578,404
介護用品サービス			512,955	512,955
顧客との契約から生じる収益	101,009,898	4,578,404	512,955	106,101,258
レンタル取引等に係る収益 (注)			1,858,167	1,858,167
外部顧客への売上高	101,009,898	4,578,404	2,371,122	107,959,426

(注) 「介護用品サービス」のレンタル取引に係る収益については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益には含めていません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり純資産額	1,336円91銭	1,513円91銭
1株当たり当期純利益金額	162円66銭	252円80銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 2 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており(前連結会計年度167,632株、当連結会計年度176,756株)、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数(前連結会計年度167,676株、当連結会計年度243,515株)に含めています。
 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益	989,368千円	1,535,333千円
普通株主に帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	989,368千円	1,535,333千円
普通株式の期中平均株式数	6,082,368株	6,073,244株

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
純資産の部の合計額	8,131,522千円	9,093,306千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-千円	-千円
普通株式に係る期末の純資産額	8,131,522千円	9,093,306千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	6,082,324株	6,006,485株

第4 自己株式の取得状況

第72期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は以下のとおりであります。

(2022年5月13日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2021年4月28日)での決議状況 (取得期間 2022年5月2日～2022年5月2日)	80,000		135,680,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月	日	
計			
報告月末現在の累計取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況(%)			

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2022年4月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	6,250,000
保有自己株式数	51,076

- (注) 1. 「保有自己株式数」は受渡日基準で記載しています。
 2. 「保有自己株式数」は単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでいます。
 3. 「役員向け株式交付信託」による株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式112,400株は、上記の「保有自己株式数」に含めていません。

(2022年6月2日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2022年4月28日)での決議状況 (取得期間 2022年5月2日)	80,000		135,680,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月2日	80,000	135,680,000
計	-	80,000	135,680,000
報告月末現在の累計取得自己株式	80,000		135,680,000
自己株式取得の進捗状況(%)	100		135,680,000

(注) 1. 「取得期間」及び「報告月における取得自己株式(取得日)」は約定日基準で記載しています。

2. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得です。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2022年5月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	6,250,000
保有自己株式数	131,076

(注) 1. 「保有自己株式数」は受渡日基準で記載しています。

2. 「保有自己株式数」は、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでいます。

3. 「役員向け株式交付信託」による株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式112,400株は、上記の「保有自己株式数」に含めていません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第72期)	自	2020年7月1日	2021年9月24日 中国財務局長に提出
		至	2021年6月30日	
四半期報告書	事業年度 (第73期第3四半期)	自	2022年1月1日	2022年5月13日 中国財務局長に提出
		至	2022年3月31日	

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月24日

オルパヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	順	一
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	島	康	生
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医療器材事業の設備・備品販売取引に関する売上高の実在性の検証	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>オルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニホールディングス）の連結子会社（以下、「事業子会社」という。）は、医療器材事業として消耗品販売を行うほか、設備・備品販売の大部分を仕入先メーカー等からの直送方式で行っている。当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている医療器材事業の売上高は、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、91,497,163千円であり、連結売上高の81.0%を占めている。</p> <p>商品は、実現主義の原則に基づき引渡し完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上高を認識するが、事業子会社は、設備・備品の販売に当たり顧客の受領確認日に売上を計上している。</p> <p>設備・備品の納品に際し直送方式を採用するのは、大型の精密機器はメーカーによる厳格な配送管理等が必要なためであるが、当該事情に加え、医療器材商社が特定の医療機関等への取引口座や営業権を持たない場合、取引口座や営業権を持つ別の医療器材商社（以下、「同業他社」という。）を介在させて販売取引を成立させる商慣習があり、事業子会社の直接の仕入先や直接の販売先が同業他社となる直送取引が生じる理由になっている。</p> <p>以上から、当監査法人は、医療器材事業の設備・備品販売の売上高のうち、直接仕入先又は直接販売先が同業他社である場合かつ直送方式で納入する場合は、売上高の実在性確認が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、医療器材事業において認識された当連結会計年度の設備・備品販売取引に関する売上高の実在性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 設備・備品販売取引に関する売上計上プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売取引の決裁権限者の各営業本部長等が、個々の設備・備品販売取引の内容から、売上高、売上総利益額及び売上総利益率の妥当性を確認する統制 直接の販売先が同業他社である取引の経済的合理性を決裁権限者の各営業本部長等が確認する統制 営業部門から独立した管理部門の担当者が、直接の販売先から入手した受領書と発注書等を照合する統制 <p>(2) 設備・備品販売取引に関する売上高の実在性の検討 設備・備品販売取引を対象に、販売先の種別や売上総利益率等の特定条件から取引を抽出し、当該取引の商流の合理性を確認するとともに、直接の販売先から事業子会社が入手した受領書等の関連証拠資料と突合した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）が2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月24日

オルパヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2020年7月1日から2021年6月30日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルパヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月13日

オルパヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオルパヘルスケアホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年7月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オルパヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。